

(1)事業の概要等

令和6年度 事務事業評価シート

事業番号		B0604-2		事務事業名		子宮頸がんワクチンキャッチアップ接種事業 <th colspan="3">事業期間</th> <td colspan="2">平成4年度</td> <td>～</td> <td colspan="3">令和7年度</td>				事業期間			平成4年度		～	令和7年度					
実施計画事業		○																			
実施計画事業以外の事業				担当部		健康生きがい支え合い推進部				担当課・担当係			保健センター 予防検診係								
事業の概要	小牧市まちづくり推進計画(R5年～R8年)	分野別計画編		基本 施策	6	展開 方向	4	事業・予算区分		一般事業		款	4	項	1	目	2	大	2	中	1
	根拠法令・個別計画	予防接種法							対象 (何・誰を対象に)		HPVワクチンの積極的な勧奨の差控えにより接種機会を逃した、平成9年度生まれから平成19年度生まれまでの女性										
	目的 (何のために)	ヒトパピローマウイルス(HPV)は、ヒトにとって特殊なウイルスではないが、HPVに感染した一部の人に子宮頸がんなどを発症させる恐れのあるウイルスである。 感染を予防するHPVワクチンの接種機会を、積極的な勧奨の差控えにより逃した方に対して、ワクチン接種の公平な接種機会を確保して接種を行うことで、感染を防止するために本事業を実施している。 なお、この事業は、令和4年度から令和7年度までの時間的な事業となっている。							内容 (どのような方法で)		HPVワクチンの積極的な勧奨の差控えにより接種機会を逃した、平成9年度生まれから平成19年度生まれまでの女性に対し、令和4年度に接種の案内や予診票などを送付。令和5年度には、個別に勧奨通知を送付している。 今年度は最終年度になるため、市ホームページを更新して、有効性・安全性について情報提供をするとともに、接種上の注意点・副反応等についても合わせて情報提供をしていたが、厚生労働省よりキャッチアップ期間中に1回でも接種をされた方に対し、令和7年度末までの経過措置として接種が可能となり、2008年度生まれについても接種を開始された方が経過措置の対象となることが発表されたため、改めて情報提供をしていく。										

(2)事業費

事業費	項目				単位等	R2	R3	R4	R5	R6
	直接経費	決算額	財源	一般財源	千円	—	—	27,513	54,709	
				国・県支出金		—	—			
				その他		—	—			
			計(A)		0	0	27,513	54,709		
			対前年比		%	—	—	—	198.85%	
		予算額		千円	—	—	76,028	55,000	79,854	
	人件費	正規職員		人			0.1	0.1		
		正規職員(平均賃金)		千円	0	0	749	749		
		その他職員		人			0.1	0.1		
		その他職員(時給×時間)		千円			213	213		
		計(B)		千円	0	0	962	962		
事業費合計(C=A+B)			千円	0	0	28,475	55,671			

(3)業績

展開方向における指標の推移	基本施策	6	指標名		単位	方向性	基準値	R5	R6	R7	R8
			1								
	展開方向	4	2								
			3								

指標	指標ほか		単位		R2	R3	R4	R5	R6
	成果指標	HPVワクチン接種回数	回	目標			4,380	3,168	3,320
				実績			1,052	1,535	
				目標					
				実績					
	活動指標	接種勧奨	回	目標			3	3	5
				実績			3	2	
				目標					
				実績					
	単位あたり 事業費	受益者数(a)		人			1,052	1,535	
受益者あたり事業費(=C/a)		円			27,067	36,267			

(4-1)事業の評価

事業の評価	事業の方向性	令和6、7年度終了予定	令和6、7年度に事業が終了するもの						
	事業の達成状況と課題	令和5年度は、キャッチアップ事業を実施した中で、未接種者に対し個別にお知らせはがきを送付した。対象者には、以前の予診票を使用できる旨の案内とお知らせを送付しており積極的勧奨の差控えにより接種期間を逃した方に対し、接種機会を確保することができた。 しかし、接種率は伸び悩んでいるところであり、接種をするか否かの判断材料となる、有効性・安全性及び副反応等について周知を実施していくことが必要である。	今後の実施内容・今後の改善内容	積極的勧奨の差控えにより、接種機会を逃した方が、無料で接種をできることを知らずに、本事業が終了してしまわないように周知を行う。 具体的には、ホームページにバナーを追加するなどの修正、ポスターを作成し掲示するなどの方法で、接種を完了するまでに半年ほど(急ぎの場合でも4か月は必要)要することを踏まえ、9月には接種を開始できるように周知を図っていく。 また、新たにキャッチアップ期間中に1回でも接種をされている方に対し、令和7年度末までに経過措置が取られたこと、2008年度生まれの方も、令和6年度末までに1回でも接種をされた方は経過措置の対象となったことに対する周知を図っていく。					
	改善の有無	有		千円	節		細節		細々節
	これまでの改善内容	対象者に予診票を送付し、令和5年度は個別にお知らせはがきを送付し、接種機会を逃した方への接種機会の確保ができた。 4価ワクチンに加え、9価ワクチンが接種可能となったお知らせも併せて行った。併せて、以前に送付した予診票もそのまま利用できるようサービス向上に努めた。 予診票の再発行をロゴフォームを利用して電子申請できるようにした。	事務事業評価による額						

(4-2)事業継続の可能性(事業のスクラップ可能性)

事業分析	評価項目		評価結果	評価結果を判断した理由
	妥当性	行政が公費を投入して実施することが妥当か(対象を見直すことはできないか)	妥当である	予防接種法に基づく接種であるため、行政が実施することが妥当。
	有効性	廃止・休止した場合に住民が影響を受けるか	一部の住民に影響がある	国の指針により、令和7年度が最終年度の予定であり、接種の終了時期について個別に行った接種勧奨の案内時やホームページ等で周知しているところである。接種率が伸び悩んでおり未接種者が一定数存在するところではあるが、国の方針に基づき終了となるためやむを得ないところである。
	効率性	サービスを低下させずに総事業費を削減できないか	現状のままでよい	小牧市医師会の協力のもと事業を実施しているため、費用削減は難しい。 接種費用については、ワクチン代と接種料で算定しており、接種料は医療報酬点数等に基づくものである。
		外部への委託や類似事業との統合により事業費の削減の余地はないか	現状のままでよい	同上
	公平性	受益者負担は適正か	適正である	予防接種法に基づく接種であるため、受益者負担なし